

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

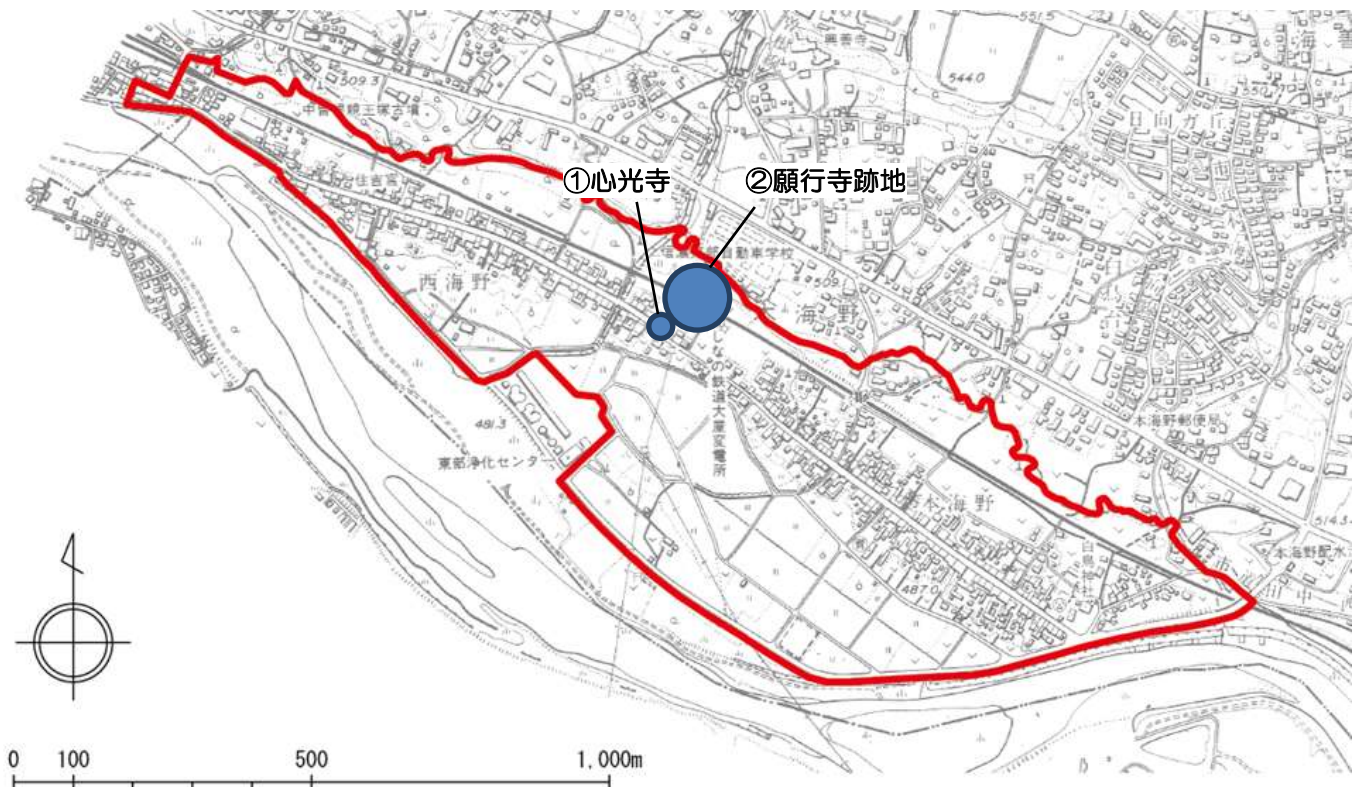
1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

「歴史的風致形成建造物」とは、歴史的風致の維持・向上に取り組む上で、その保全を図る必要のある建造物のことを指し、指定する上での基準としては、意匠や技術が優れたもの、歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの、外観が景観上の特性を有するものであり、かつ適切な維持管理及び一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みのあるものであることが挙げられる。

従って、今後、歴史的風致の維持及び向上により一層取り組むにあたっては、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物を除き、下記の要件に該当するものを歴史的風致形成建造物として指定し、その保全を図るものとする。

＜歴史的風致形成建造物の指定要件＞

- (1) 海野宿伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物に指定されていない建造物のうち、必要かつ重要なものとして市長が認めるもの。
- (2) 文化財等に指定されていないもののうち、地域の歴史や文化に密接に関わっているもののうち、必要かつ重要なものとして市長が認めるもの。



2. 指定予定建造物

No.	名称	写真	住所	位置
1	心光寺		東御市本海野 284	
2	願行寺跡地	写真なし	心光寺北側周辺	